

国際協同組合保険連合アジア・オセアニア協会（AOA）規約

昭和	59年	10月	9日	制定
平成	2年	11月	27日	改正
平成	5年	9月	13日	改正
平成	7年	9月	15日	改正
平成	9年	10月	23日	改正
平成	11年	9月	4日	改正
平成	17年	11月	17日	改正
平成	19年	9月	27日	改正
平成	25年	11月	7日	改正
平成	27年	10月	8日	改正
平成	29年	10月	18日	改正

（協会の名称）

第1条

この協会の名称は、国際協同組合保険連合アジア・オセアニア協会とする。

（目的）

第2条

この協会の目的は、次のとおりである。

1. アジアおよびオセアニアにおける協同組合保険運動の推進
2. 国際協同組合保険連合の活動に会員が意見を反映できる機会の提供
3. 会員相互の交流機会の増大および友好の促進
4. 会員間に共通する問題を解決するための協議の機会の提供

（会員資格）

第3条

- ① この協会の会員は、アジアおよびオセアニアの国際協同組合保険連合の正会員、準会員およびオブザーバー資格を有する組織とする。
- ② この協会の規約で定めるアジアとは、アジアの全国家を指し、またオセアニ

アとはオーストラリア、ニュージーランドおよび太平洋諸島の国家を指すものとする。

- ③ この協会での会員の身分は国際協同組合保険連合の身分と同様とする。
- ④ いかなる会員組織も、国際協同組合保険連合の会員資格を喪失した場合には、協会の会員資格を喪失する。

(会 費)

第4条

- ① 会員は毎年3月を支払期日とする年会費を支払うものとする。年会費は基準年の年間正味保険料収入額の100万分の2の割合で、基準年末時の事務局指定の通貨に換算して算出された額とする。ただし、最高年会費は260万円（相当額）、最低年会費は5千円（相当額）とする。なお、準会員およびオブザーバー資格者は最低年会費を支払うものとする。
- ② 基準年とは、会員組織あるいは会員組織グループの会計年度で、会費が支払われるべき年から2年遡った暦年中に決算日を迎えた年を指す。
- ③ 年会費は、年会費徴収時に事務局が指定する通貨で、事務局が指定する口座に払い込まなければならない。
- ④ この協会が提供するオプションサービスの使用料を請求することができる。
- ⑤ 第1項および第3項で規定する事務局には、協会の事務局のほか国際協同組合保険連合の事務局を含む。

(公 用 語)

第5条

英語および日本語を公用語とする。

(総 会)

第6条

- ① この協会の総会とは、通常総会および臨時総会をいう。
- ② 通常総会は、2 暦年に 1 回以上、原則として国際協同組合保険連合の通常総会に合わせて開くものとする。

(通常総会の議題)

第 7 条

通常総会において処理される議題は、以下のとおりとする。

1. 前回総会議事録の受理および必要な場合にかかる議事録への対応処置を講ずること
2. 協会の活動に関する理事会の報告の受理および必要な場合にかかる報告への対応処置を講ずること
3. 協会の監査済み財務諸表の受理および必要な場合にかかる財務諸表への対応処置を講ずること
4. 理事会が提出した議案の審議および決定
5. 次回通常総会までを任期とする理事の選出
6. その他の事項

(通常総会の議題の追加)

第 8 条

- ① 正会員は、通常総会の議題にその他の事項の追加を請求することができる。
- ② 前項の規定による請求は、正会員総数の 1 / 10 以上の代表またはその真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る）による署名を必要とする。
- ③ 前 2 項の規定による請求は、協議事項を記載した書面を当該総会開催日の 60 日前までに事務局に提出して行わなければならない。

(臨時総会)

第 9 条

- ① 臨時総会は、通常総会が開催されるまでの間、次の場合に会長が招集する。

1. 会長が必要と認めた場合。
 2. 正会員総数の1／3以上の代表またはその真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る）の署名が付された書面により開催請求があった場合。
- ② 前項第2号の規定による請求は、書面を当該総会開催日の60日前までに事務局に提出して行わなければならない。

（総会の定足数）

第10条

この協会の総会は、正会員の半数以上が出席しなければ、議事採決をすることができない。この場合において、第12条の規定により、書面による議決権を行使する正会員は、これを出席者とみなす。

（総会の議決方法と議長）

第11条

- ① 各正会員は1票の議決権を有する。
- ② この協会の総会における議事採決は、出席した正会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ③ 議長は、会長が務める。

（総会への書面による議決権の行使）

第12条

- ① 正会員は、書面をもって総会の議事に対して議決権を行使することができる。
- ② 前項の規定により書面をもって議決権を行使しようとする正会員は、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに正会員の代表またはその真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る）による署名の上、当該総会開催日の7日前までに事務局に提出しなければならない。

(理事)

第13条

- ① この協会の理事は4名以上7名以下とする。
- ② 理事は理事会を構成し、会長（1名）と副会長（2名）を互選する。

(会長と副会長)

第14条

- ① 会長は、次の事項を行う。
 1. 総会および理事会の開催
 2. この協会の事務を実施するために必要な委員会の設置
 3. アジアまたはオセアニアの協同組合保険者の国際協同組合保険連合への加入申請についてのこの協会の見解の提出
 4. この協会の目的を推進するために必要なすべての事項の遂行
- ② 副会長は会長を補佐し、会長の職務遂行が困難になった場合には新会長を選出するまでの間、2名のうちどちらかが会長の職務を代行する。副会長の職務遂行が困難になった場合には新副会長を再選するまでの間、2名の理事のどちらかが副会長の職務を代行する。これらの職務代行者は理事会で決定する。

(理事の選出)

第15条

- ① 理事は、総会において正会員の代表またはその真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る。）の中から選出する。
- ② 同一会員から2名以上、また同一国から3名以上の理事を選出してはならない。
- ③ 理事の選出には地理的地域区分、組織規模の比較区分による公平性が考慮されるよう努めるものとする。

(理事への立候補)

第16条

- ① 理事への立候補は、次の場合にできる。
 1. 正会員が自組織の代表または真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る）を推薦する場合。この場合、代表またはその真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る）による署名を必要とする。
 2. 正会員総数の1／10以上の代表またはその真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る）の署名により他の正会員の代表またはその真正な代理人（常勤役員または上級管理職員に限る）を推薦する場合。
- ② 前項の規定による立候補の届は、推薦の理由を記載した書面を当該総会開催日の60日前までに事務局に提出して行わなければならない。

(理事の任期)

第17条

- ① 理事の任期は選任された総会の次回の通常総会までとする。
- ② 任期途中で理事の職務遂行が困難になった場合は、次回通常総会までを任期として、職務遂行が困難になった理事の出身会員から、理事会が後任理事を選出することができる。

(理事会の権限)

第18条

- ① 協会の規約および総会で採択される決議によって課せられる範囲に従うことを条件として、協会の運営と管理は理事会に委任されるものとする。
- ② 理事会は事務局の運営を管理し、1暦年に1回以上の頻度で、必要が生じることによって開催されるものとする。

(理事会の定足数)

第19条

理事会は、理事の半数以上が出席しなければ、議事採決をすることができない。
この場合において、第21条の規定により、書面による議決権を行使する理事は、これを出席者とみなす。

(理事会の議決方法と議長)

第20条

- ① 各理事は1票の議決権を有する。
- ② 理事会における議事採決は、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ③ 議長は、会長が務める。

(理事会への書面による議決権の行使)

第21条

- ① 理事は、書面をもって理事会の議事に対して議決権を行使することができる。
- ② 前項の規定により書面をもって議決権を行使しようとする理事は、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに理事による署名の上、当該理事会開催日の前日までに事務局に提出しなければならない。

(事務局)

第22条

- ① 事務局は理事会が選任し、その職務と責任を決定する。
- ② 事務局は1正会員に置く。

(監査)

第23条

- ① この協会の会計年度は暦年とする。この協会の財務諸表は毎年監査され、監査済み財務諸表は、会計年度末後、直近の通常総会に提出するものとする。
- ② 理事会は、事務局の置かれていない正会員の役職員の中から監査役1名を選ぶものとする。監査役は、理事会が次の監査役を選ぶまで在任するものとする。監査役は通算して6年を超えてその職務にあってはならない。

(清 算)

第24条

協会が解散した場合、全債務の返済および整理費用の支払後に残る剰余資産は、正会員および準会員間で分配するが、分配額は各会員が解散日より遡って5年間に支払った会費の合計金額に比例した額とする。

(改 正)

第25条

この協会の規約は、定足数の満たされた総会で、出席した正会員の過半数の賛成により改正または廃止することができる。

(附 則)

この規約の改正は、平成29年10月18日から効力を生ずる。